

**平成29年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成29年9月13日（水） 午前10時06分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第14号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第15号 専決処分事項の報告について
(町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 3 報告第16号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 4 報告第17号 専決処分事項の報告について
(平成29年度七戸町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 5 議案第91号 七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第92号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第84号 平成29年度七戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第85号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第86号 平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第87号 平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第88号 平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第89号 平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 〔決算審査特別委員会審査報告〕
議案第90号 平成28年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 報告第18号 平成28年度七戸町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第15 報告第19号 平成28年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び賃金不足比率の報告について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	岨清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田惠津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	小山彦逸君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高田浩一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	町屋均君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局次長	中村孝司君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	甲田美喜雄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局次長	中村孝司君	事務局主幹	天間桂子君
-------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成29年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
これより、9月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第14号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第14号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第15号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第15号専決処分事項の報告について（町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番。

- 14番（白石 洋君） 自動車事故、これだけの車社会になっておりますので、なかなか大変な時代を迎えているわけでありませうけれども、そうした中でも、今回の専決処分の件については、とりわけその側溝がそこで終わっているとか、あるいは側溝と次の進む道に段差があるとかということによって事故が起きているわけですが、これも保険で処理できるような状況だからいいとしても、これがもし大事に至ったら、これは大変なことになると思

うのです。ただ、パンクしたとか、車がちょっと壊れたとかということとは全然違うので、やはり担当課も一所懸命やることもさることながら、やはり、そういう箇所を、やはり事前に見つけて、そこに立て札なり、あるいはまたポールを、通行する方々にわかるようなことを今からしておかないと、私は大変、重要な警告だなどと思っているのです。将来に向けて。

そういうことで町内会だとか老人クラブの皆さん皆、各町内のことは各町内の方、知っていますから。それを役場のただ担当課に云々だけでは、やはり探し当てられないです。まち全体でそういうことをしていかないと、人が亡くなれば大変ですので、ぜひ、そういうことに対して、もう少しあれしていただきたいと思いますので、ぜひ、町長から答弁をお願いしたいなと思うのです。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

長年の使用によって、あるいはまた除雪等によって段差なり、あるいはまた舗装に穴が開いたり、これは起きています。これについては、実は通年で業者に対して、これは入札で委託をしております。定期的に巡回して、そういった損傷箇所を直せということにしておりますけれども、なかなか行きわたらないということでありまして、おっしゃるとおり、大事故につながる前にといいことで、恐らく、地域の人、あるいはまた、実は先般の課長会議でも話をしておりましたが、全職員にトータルで気がついたらすぐ教えてくれと。それから今後、町内会、あるいは常会で、そういった危ない箇所があったら通報していただくよう、改めて何らかの機会、きっちり周知をして、そして大事故に至る前に、こういったものを防ぐというふうにしていきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 14番、よろしいですか。

質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について（町道における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第16号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 報告第16号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 本来は4月5日のことですべきことだったのですけれども、これって6月議会に提出できないくらい、時間がかかることなのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

この和解が成立した日は6月26日で和解しておりますので、6月議会には間に合わなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 相手からの要望はいつで、だからその処理をするにそうかかるのかと。例えば事故が起きて、何日後に我が役場に来て、それともいろいろな情報。例えば、悪くとれば、いろいろな情報を人から聞いて、「これはこういうふうになれば、役場に行けば、役場のほうで払ってくれるよ」といった情報を得てやっているものかと、さまざまなことがあるのですけれども、本来、起きたらすぐ来て、こうなるのが正規だと思うのだけれども、この事件が起きてから、何日たってから役場に来ているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

大変申しわけございません。いつ、こちらのほうと協議が始まったか、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） さっきも14番議員からも言われましたけれども、やはりこういうのは、言葉でいえば戦争時代ではないけれども、即金・即行によって早く適度にやらないと、その上で大きな事件を防ぐということですから、本来であれば、もう4月14日の事件が起きたときに、20日ころ来ていたら、行動がなされていれば、1カ月で済むから6月の議会に私、提出されるように、そういうふうな形の早めに、早めにやらないと大きな事件が起きるということを認識するべきかと思うのですけれども、どう思います。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

こういう事故につきましては、田嶋議員おっしゃるとおり、すぐ対応することにしております。一般的には、事故の連絡を受けた際に、すぐ道路であれば建設課と保険の対応をする我が課の職員と一緒に現場に行きまして、その事故の対応をするわけですし、ゆっくりするというのではなくて、スムーズに、そして早く処理するようには努めております。

す。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第17号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 報告第17号専決処分事項の報告について（平成29年度七戸町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第17号専決処分事項の報告について（平成29年度七戸町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 議案第91号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第91号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第92号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第92号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第84号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第84号平成29年度七戸町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページ、9款1項1目地方交付税から、11ページ、20款1項4目教育債までの、歳入全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 今の聞き間違いかどうかはわかりませんが、20ページまで。

○議長（田嶋輝雄君） 11ページの20款1項4目教育債まで。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 失礼いたしました。

○議長（田嶋輝雄君） はい、わかりました。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

12ページ、1款1項1目議会費から、16ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、16ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、20ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 19ページの12目の大堰土地改良区の補助金のことについてお伺いいたします。

正式にはまだ未定に、自分自身調べていけないのですが、ここの用水は、この間の雨で壊れたという話ですが、それを私もちょっと見てきたのですが、まず一つ感じたのが、役場で補助を出しながら、役場に関係あることと、またその大堰に関係があることと、人が出入りしないといえはしないかもわからないけれども、まず危険箇所だという看板がないのが一つ。それと、この普通、改良区であれば用水に雨が降れば水を上げないということで、ほとんど絞水ぐらいのものですが、まちの例えば、いろいろな周りの集落のその水がU字溝に入ってきて、それがほとんどまちに関わる場所ということなのですが、これは全く下流に住む我々にとっては、ある程度、本管の用水ではなくて、川に直接流す方法とか、そういう方向のとれない場所の用水なのかをお伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

ここが農業用の用排水ということで、今回、8月31日付けで大堰土地改良区のほうから大池地区法面災害復旧工事に関する陳情ということで上がってきております。それに基づいて、まちとしては3分の1、もしくは上限100万円ということで、今回、復旧工事

として100万円の予算をとりました。これは、災害復旧ですけれども、今後その原因、去年は台風が四つ来ましたがけれども、いくらかしか、壊れたそうですけれども、今回ほどは壊れなかったそうです。ことし、時間雨量がそれなりにあった雨で多分、壊れたと思っています。今後、これをどう回避できるのか。全く無理なのか。何かいい方法がないのかというのは、いろいろな水が集まってきますので、農林課と建設課のほうといろいろ相談しながら、いい方法がないか検討してきたいと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 先ほども言いましたけれども、ここの用水組合では、この用水は改良区の用水と。その用水に関して、まず、まち当局がお世話になっていると。いろいろな形で、その用水に排出していると。改良区としては、雨が降れば、必ずポンプの水を止めると。だから用水には水が上がらないと。でも壊れたとなった場合には、これは、それでも用水組合が3分の2というのも、私、いかななものかなと。これからも、こういう事件が起きたときに、下流に住むものが全部犠牲を払うのかというふうになるのですけれども。これからも駅前等なども開発、さまざまな形でいくけれども、その流末のほうまで考えた開発をなされようと考えないと、下流のほうは大変だというふうになるのですけれども。

大きな雨でなくても、今、農林課長が言ったみたいに、いつもじわじわじわ、その積み重ねで一気にきたと。台風だったら一気にきても絞り水というのはそう来ないけど、鉄砲水だけで終わるという形でもあったと思うのだけれども、私から指摘したいことは、3回目だから補助金、まずたとえ補助を出すとしても、看板を出す側でやったら、看板もちゃんと設置しとけというぐらい、ある程度のことも言わないと事件が起きれば、これはお互い3分の1ずつの事件、子どもたちが落ちたり、けがしたりした場合は、お互い3分の1ずつ持つような感じ、3分の1、片方は3分の2というふうになる可能性もあるのだけれども、その補助を出す側は、補助を出せばそれでいいのか。これから、この問題がもし、まち当局の全部の水のものでも、下流に住む人たちが、それが負担をしなければならぬのかというのも一つの問題だと私は思っているのですけれども、その辺は、具体的な話をお互いにしましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

現場で改良区といろいろ打ち合わせをしました。災害でやるのか、まちの補助を使うのか。災害を使うとすれば、災害は必ず現状復旧で、去年の災害もいろいろな場面で本当に必要最低限の現状復帰の最低限の料金でという話でしたので、まちの補助であれば、そこまで会計検査とかさまざまなないので、もう少し頑丈にとか、今回、あその場所は、U字溝の淵と同じ土が高さでしたので、もう少し盛るのか、長さももっとやるのか、その辺も含めて、災害にしますか、まちの補助にしますかということで、まちの補助にということ

になりましたので、今回は災害を使わないということで選択になりました。

その後の別な場所もいろいろな場所あります。雨が降れば、最近は時間雨量がどつときで、いろいろな場面で災害、去年も台風が四つきまして、災害箇所、いろいろ出ています。災害申請すれば、必ず現状復旧です。まちとしてはもっと頑丈に、さらに将来まで見越したつくりを本当はしたいのですけれども、なかなか予算の兼ね合いとかありまして、災害に持ち込めば最低限の現状復旧。今回は、まちの補助ということでなりました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番よろしいですか。

15番議員。

○15番（三上正二君） 今の件と同じなのですけれども、例えば、うちの地域であれば、荒屋平土地改良区がありますよね。町道があつて、県道にもあるのだけれども、その脇に用水路が走っているわけです。これは、みんなどこもそうです、私のところの地域あたりも、私のほうばかりでなくて、あると思うけれども、ただその用水路そのものが、改良区で管理しているわけです。だけれども、雨が降った水はどこに行くかといえば、その用水路に入るわけです。とすれば、みんなどこもそうなのか、わからないけれども、上のほうは川幅が広くて、下に行けば狭くなっているところがあるのです。そうすれば当然として、雨がごつと降れば、用水路があふれる。今度は、これで田んぼに行くと、これは建設課かどっちかわからないけれども、そういうのっていうのは、どう考えるのだったらいいのですか。町道のそれこそ排水路の役割もしていれば、用水路の役割もしている。それはどう理解すればいいのだろう。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 全体的なことですので、私が答えます。

土地改良区の用排水路、あるいはまた水利組合、用水組合でもそうですけれども、まちのというか、一般道路なり、あるいはまた、まち所有の土地の水が入らないというのは、ほとんどないのです。問題は、その程度の差だと思えます。今、田嶋議員がおっしゃった大堰土地改良区の場合は、確かに建設課でも一旦止めると。大雨のときは、だけれども、流れ込むあの面積、流域が非常に大きいということで、実は私、経験があるのです。今まで1回、助成したことあります。崩れてです。ですから、これはお互いに、やはりいい、双方、協議をして、いい解決方法を持たなければならない。

それからもう一つが、川に直接流す手はないのかということで、これは現地を見て検討しなければならないと思いますし、あとは今、おっしゃった、その程度によって、今までもそれ相応の助成をしながら、いわゆる用排水路の改修なりをやってきました。ですから、全面的にまちがやるということは、これはできません。できませんけれども、状況に応じて、やはり相談していかなければならないというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に20ページ、8款1項1目土木総務費から、22ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。ありませんか。

8番議員。

○8番(瀬川左一君) 21ページの道路維持費、この中で委託道路の管理費ということで、ちょっと伺いたいだけけれども。先ほども、最初の中で、道路が壊れて破損、車が破損したとかという、あれがあるだけけれども。私、ちょっと聞きたいだけけれども、蒼前地区のほうのU字溝が埋まっているのかな、それであそこに田んぼがあるものだから、水、泥水が来たりなんかすると、ちょっと寄せると、U字溝が全然見えなくて、ただの草原のように見えて、それに今度、前のタイヤが落ちて、2回ほど引っ張って、見ていられないから、やはりワイヤーも持たないとき、借りてきたりなんかして、引っ張ってあげたことがあるだけけれども、その全然U字溝が見えないで、草原にしか見えないものだから、車がすっと寄ると落ちるだけけれども、その管理というのは、どういうふうに建設課のほうでも見ているのか、お願いします。

○議長(田嶋輝雄君) 建設課長。

○建設課長(仁和圭昭君) お答えします。

場所の特定は、ちょっと今、私も正直わからないのですけれども、いわゆる町道敷なのか農道なのか、あるいは法定外道路、里道なのかという判断で、管理している道路の区分によって、ちょっとそれは変わってくるのですけれども、町道であれば、当然、それは草刈りと、あと砂利補修等でそれは維持、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(田嶋輝雄君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、22ページ、10款1項2目事務局費から、29ページ、13款2項4目合併振興基金費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 最初に22ページの教育費10款1項2目事務局費に関わって伺います。

まず、七戸町では教育長が新しい教育長になって出発したわけです。そして、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わって、それになってそういうふうにしたわけです。その理由は、責任体制が明確になって、学校現場の問題に対するさまざまな対処が早くできるということから、教育委員会の委員長が教育委員会で選任だった教育長を首長が任命できる体制にしたと。これは、大津のいじめ事件など、責任が教育委員長か教育長かの責任が不明確とか、そういう問題があって、教育長は教育委員長も兼ねる形で今、やっているわけですが、責任が明確になって学校現場への対処が的確に早くできるという

ことからやったのですが、問題点は教育の政治的中立性をどういうふうに確保するか。首長の政治的中立をどういうふうに教育に対する確保をするかという問題があるのですが。

ところで、この新しい体制になって、今、新聞で報道されていますが、天間林中学校の給食の問題が発生していましたが、現在は、どういう対処をとって、あれは先週の金曜日ですか。今週の給食とは、またこれからの給食はどうなっているかということが1点。

もう一つは、10月8日金曜日に発生していますから、10月8日、そして次の日が土曜日で9日、いや9月、教育長は土日挟んで、これらの対応をして、そして今、議会に対応しているのですが、まず現在の給食に対する対応と、この間の教育長の勤務の対応をお伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、9月8日に発生したのですけれども、実はこの日、私、年休をとっていました。この報告を受けたのが9月8日の17時ごろです。したがって、17時ごろにすぐに中部の指導室のほうに駆けつけて、そこから現状はどうなっているのかという関係の管理職のほうから聞いて、そして、その日、9月8日は、たしか5時ごろ行って7時半ごろに帰ったような記憶をしております。そして、次の日ですけれども、9月9日は別な行事が生涯学習課のほうでありましたので、そちらのほうに出て、それから天間林中学校のほうに行って、その後、中部の指導室に行って、また給食センターの所長とか、指導室の室長とか、それから指導主事とかで今後のことを話し合っ、自宅に着いたのが3時半です。9月10日は、朝10時ごろ、電話がきまして、室長のほうから電話がきまして、11時集合にして、そこでまた今後のことを話し合っ、家に着いたのは3時半から4時ごろだったように記憶しております。そして、11日ですけれども、11日は朝8時半に小又町長のほうに、私と給食センターの所長と、それから中部上北の事務局長の石文事務局長と指導室長で報告に行きました。その後、また11日の午後からは、4時ごろからは、その朝のメンバー、石文局長を除く朝のメンバーに、今度は八幡課長も同席してもらって、7時半ごろまでつめております。きのうは、特別なのですけれども、きょう、また議会が終わって、今後のことをつめていく予定ですので、恐らく4時か5時以降になるかと思えます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 教育長、もう一つ、現在、学校給食はどういうふうに行われているか。現在、そしてどういう問題がその中であったのか、現状をお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 全く、現在、子どもたち、調べていきましたら、全部で29名、腹痛を起こしたということが、きのうまでの段階でわかっています。それで、当初、いろいろ話し合ったのですが、原因が全くわからないということで、月曜日と火曜日の給食、東北町と七戸町、全部停止をしました。しかし、検便等、保健所に出しているのです

が、その検便の結果が、きのうの火曜日以降でなければわからないということから、きのうまで待ったのですが、まだ結果が出ていないため、きのう、また各学校に延期のお知らせをして、きょうと水曜日と木曜日まで延期をしますということで、各保護者に理解を求めています。

きょう、明日中に結果ができれば、その結果に基づいて、今後、また対応していきたいなと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 学校給食の対応など、まず、的確に対応しているという状態はわかりました。

前のJアラートに対しても、この前の議会での答弁では5時半から電話をして、そして6時半には出れると、こういうふうなことで、教育長の仕事というのは、学校にさまざまな問題が発生すれば、自然災害であれ、子どもの問題であれ、的確な対応をするために、かなりの激務になっているという感じがします。

それで、新しい教育長の身分上は特別職ですが、業務は一般職の勤務時間を適用すると。そして、文部省の通知によると、教育長には、さまざまな仕事が行われています。にもかかわらず、一般職と同じ勤務時間になっていますから、七戸町の教育委員会、教育長の勤務時間に関する条例を見ると、教育長の勤務の時間、そして実際にやっている勤務はそれ以上、激務ですから、この教育長の勤務の時間の対応は考える必要があるのではないかと、こういうふうに考えています。

そこで伺います。教育長の任命権者である町長、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、その前に、9月8日に、実は教育長から私のほうに報告がありまして、当然、給食に関わる関連があるかもしれないということで、その晩のうちに中部の事務局長に、いわゆるその給食の状況、そういったものを調べろということで指示をしていました。その後、正式には月曜日になって初めて正式な報告があったということでもあります。

それから、今、おっしゃった教育長、新制度になって、条例上は確かに一般職ということで、私もおかしいのではないかと。総務課のほうでいろいろ検討しまして、タイムカードを押しているのかと。実はよそからも、そういった指摘もありましたが、現在、教育長はタイムカードを押しているということでもありますけれども、特別職には間違いはないと思いますので、この辺は、やはりちょっと問題提起してみなければならぬと思っております。

す。ですから、年休だとか、いわゆる職員の形でのいろいろなその対応を現教育長がとっているということでありますので、全く勤務の実態と非常に違うということ、この辺は少し検討を加えて、もちろん、ここだけで検討ということにはならないと思います。もう少し上のほうで、その相談をしなければならないというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 単刀直入に伺いますが、教育長の現在の年休は何日になっているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） はい、お答えします。

私が任命されたのが5月17日からですので、5月17日から12月末までということで、年間13日の休暇です。年休です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 年休の日数も、これは新採と同じ時間です。だから日数ですから、私はこの教育長の勤務のいわゆる激務化に伴って、これを変えたほうがよいのではないかと考えてます。七戸町教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則というのがあるのですが、この第2条の第15号、「前各号に掲げるもののほか、七戸町教育委員会が特に認める場合」と、こういうふうな、このところを変えることでできるのではないかと思います、このことについて教育長、あるいは町長。

○議長（田嶋輝雄君） 14番。

○14番（白石 洋君） ただいまのその質問ですけれども、今、一般会計の補正の予算をやっているわけです。確かにそれは関連があるのはあるわけですが、今のような問題を全てやっていくとなれば、とても何時間あってもできないわけです。そうではなくて、やはりそれは質問する機会というのは一般質問であれ、何であれあるわけですから。そういった機会に、やはりやってもらわないと、これは今、3回目だ4回目だと今、やっていますけれども、これでは、納得できるような答弁もできないし、それから今度は、聞いている我々も一部、そのちょっとどういう意味で質問しているのかなというような疑問もたつものもあるものですから、議長、ぜひ、区分けをちゃんとしていかないと、何時間あってもどうにもならないです。と思いますが。

○議長（田嶋輝雄君） はい、ありがとうございます。

では、町長。

○町長（小又 勉君） と、おっしゃいますけれども、まちの条例、教育長に係る条例、法律改正した後、これはある模範例をもとにしてやっているということで、まちだけでその他の条項を当てはめていいのかというのは、法的にこれは調べないとだめだというふうに思っていますので、もう少し上のほうに問題提起して、そういうしかるべき結論を出していただくようにしていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 27ページ、10款5項15節、工事請負費。東門及びトイレ。これ、私の記憶だと、トイレはたしか合併して東門ができて、まだ10年もたっていないし、いろいろな面であれで、修繕工事ということは、逆に言えば前に建てたのがミス、設計ミスか何かでないと、こういうふうに5年か6年で修繕ということはあり得ないと思うのですけれども。どういうところですか。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

このトイレの修繕でございますけれども、これは何といいますか、これと一緒に七戸城の東門のほうがほとんどメインになっているのですけれども、東門の建物が建ってから10年たっております。塗料がかなり剥げてきて、松のヤニとかが出てきておりますので、そちらのほうほとんど主になるわけですけれども、その塗装といいますか、東門の塗装ということで、工事ということでとっております。トイレのほうに関しましては、本当に一部分ということで修繕かけるということでございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 双方の門を直すということですが、こういう微々たる、例えば、必要ではないという、正門のほうをがつつりやればいいことで、及びトイレとなれば、ある程度5割、6割使って4とかというふうになるのだけれども、主にやってやるのであれば、そのほかとか。私にしてみれば、門が十何年で修復、これは何でもそうです。10年ぐらいたったら。ただ、トイレに関しては五、六年で修繕ということは、前の工事が悪かったのかという聞くのが。ここは節だから、節というのは節約して使うのが節だから指摘しました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 23ページ、10款2項2目に関してですけれども、鍵盤ハーモニカと吹奏楽部の楽器で、途中でやめて納得しないままでしたけれども、その後、情報提供をもらって、要は吹奏楽部の楽器は分解して掃除できると。鍵盤ハーモニカは掃除できなくて、本体の中身に唾が詰まってという情報提供をもらって、なるほどとは思ったのですけれども、質問の要点は、最後に聞きますけれども、要はまちが余計なお金をかけなくても、町民なりの工夫で節約できる場所があるのではないかという点です。私のほうからの情報提供ですが、私も前に設計の仕事をしていた関係で、唾がそこに溜まってちゃんと掃除ができなくてカビが生えるような設計を、設計者がするかという疑問が沸いて、場合によってはメーカーの設計者に聞いてみようと思って調べたら、調べるまでもなくて、鍵盤ハーモニカの掃除の仕方というのをユーチューブで丁寧に説明している人がいて、プラスドライバーか、メーカーによってはマイナスドライバーで、あと拭く方法も、

こうやって拭けば大丈夫だという。ただ、メーカーはそこまで補償していないよと、自己責任でやってくださいということなので、そこまでの掃除の仕方は多分、指導していないと思います。

これはまた、論点を整理して、また一般質問でやりたいと思いますけれども、最後が1番大事。要は、教育委員会なり、学校を通すと面倒なこともあるので、結論として兄弟のものを使うのは問題ない。例えば、兄が使った鍵盤ハーモニカが弟がよくて、それを使っているのは、学校としては問題ないという答弁をもらったと思います。その本人が、兄弟、兄ではなくても、親戚からもらった物を使う、本人がそれでよければ問題ない。それ以外の物でも、結局は本人がよくて、どこかからもらったものであれば、そろばんでも鍵盤ハーモニカもいいという、私はそのほうがかえって結果的にまちが出すお金が少なくて済むし、保護者も助かると思っていますけれども、その考えでいいのかどうかだけ伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、これは何回も言っただけでかみ合わないような気がするのだけれども、後で一般質問するなり何なり、もう一度考えてやったらどうなのですか。

1回だけ答弁やりますから。

教育長。

○教育長（神 龍子君） これは、学校で決めるものでもないし、教育委員会で決めるものでもないし、例えば兄弟であっても、兄の物を使いたくないという子どももいるだろうし、何もこの場で決める、私は内容ではないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入・歳出全般にわたり、発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 27ページの教育費の保健体育総務費に関わってですが、町民の中に、平成37年の国体の馬術の会場が、要するにまだ県が決まっていないで、岩手県のほうにいくと、こういう話があるのですが、七戸町というのは、馬をまちの観光のメインにしているのですが、この馬術大会というのを、国体の馬術競技を七戸に誘致する、その辺のことで、もしそういうことを言ったら、どういうふうにやりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。御指名でございます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

馬術競技を開催するためには、70メートル×50メートルの障害馬術競技場1面と、90メートル×50メートルの馬場馬術競技場を1面と練習場2面（うち1面は競技場へ隣接）という施設が整備されていなければなりません。また、さらには厩舎227馬房、227頭分です。1馬房33メートル×33メートル。また、病気などが発生した際に、隔離厩舎というのを2馬房、4メートル×4メートル。また、馬の世話をするホースマ

ネージャー、各県1名47名を収容可能な宿舎の整備というのが必要になります。

近年の馬術競技の開催会場を見ますと、2016年岩手国体は水沢競馬場、2015年の和歌山国体は兵庫県にあります施設を使って開催されております。ある程度、施設整備されている場所や、また開催地以外の既存の施設を活用して実施されているのが現状です。競技開催場所の選定や施設整備及び当町の財政事情を考慮しますと、馬術競技に限らず、既に開催地として内定している剣道競技以外の開催は難しいと考えております。

御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑はありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第84号平成29年度七戸町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

ここで、12分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほど、10番議員のほうから報告第16号で、10番議員のほうからの質問について、総務課長より事故報告はいつかということについて、答弁いただきますので。

総務課長。

○総務課長（高坂信一君） 先ほどの田嶋弘一議員の報告第16号の事故につきまして、いつから事故対応をしているのかという御質問にお答えいたします。

事故の発生は4月14日、夜の9時ごろということで、本人から電話が建設課に入りましたのが4月17日でございます。これは、4月14日、事故発生日、これは金曜日です。連絡が入ったのが月曜日ということでございます。その後、現場等を確認しまして、事故の処理に入りました。修理が終わったのが5月28日ということですが、これはホイルの取り寄せ等に時間を要したということでございます。終了後、請求するようお願いはしていましたが、なかなか本人のほうから請求が来なかったということで、何度かまち

のほうから連絡しまして、6月25日に本人からの請求がございました。そして、翌日、示談したということでございます。

今後も、大きな事故につながらないように、速やかな対応、処理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 一つ聞けば一つに答えるのではなくて、これ三つに絡めた話であって、三つどうなったかという話と、それから3日後になったときに、その現場を、すぐ悪い箇所をすぐ直したのかと。いろいろな意味で私が言っている意味で、もしそれが3カ月後に直して、その途中でまたなったら大変でしょうということで、先ほど言ったのがそういう意味で即決が必要ではないかという話しましたので、その辺のことを一つまた、いつその場所を直したか。1週間後に直したか、3カ月後に直したか、お聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えいたします。

先ほどのタイヤ、パンクの舗装穴埋めの件ですけれども、それについては即日、維持修繕対応ということで穴埋め補修させていただきました。その他の件ですけれども、橋上の継ぎ目の鉄板破損についても、これも即日、鉄板の切断処理をさせていただきました。その他、報告の中の側溝のグレージングとコンクリートの継ぎ目の段差があったということでもありますけれども、これについては、多少、時間はかかりましたけれども、これも維持修繕対応ということで、これも既に修繕済みであります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） それでは会議に入ります。

○日程第8 議案第85号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第85号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第86号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第86号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号平成29年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第87号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第87号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第88号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第88号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第88号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第89号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第89号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第90号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第90号平成28年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月5日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(田島政義君) 決算審査の報告をいたします。

9月5日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました。議案第90号平成28年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、11日、12日の2日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました、決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、報告いたしました。議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長報告といたします。

○議長(田嶋輝雄君) これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号平成28年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第14 報告第18号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第14 報告第18号平成28年度七戸町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第18号平成28年度七戸町一般会計継続費の精算報告についてを終わります。

○日程第15 報告第19号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 報告第19号平成28年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第19号平成28年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、平成29年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成29年9月13日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員